【資料４】

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則の一部を改正する規則

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成27年大阪市規則第177号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
| （組織）第２条　委員会は、委員30人以内で組織する。[２　略] | （組織）第２条　委員会は、委員15人以内で組織する。[２　同左] |
| 備考　表中の[　]の記載は注記である。 |

　　　附　則

　この規則は、令和３年４月１日から施行する。